

- 新年一般参賀 (2日)
- 成人の日 (15日)
- 年賀葉書お年玉抽選会 (15日)
- 全国学校給食週間 (24日～30日)
- 芸術祭授賞式 (25日)
- 第15回文化財防火デー (26日)
- 第24回国体冬季大会スケート競技会 (26日～29日)



No. 103 昭和44年 1月25日 全世帯配布
発行 高知県長岡郡 大豊村中央公民館

11月 末 の 人 口 動 態			
男	7,202人	女	7,751人
計	14,953人	(前月)	14,967人
出生	3,921世帯	(前月)	3,919世帯
死亡	男 4人 女 9人 計 13人	(前月)	男 9人 女 9人 計 18人
転入	(県内) 21人 (前月 13人)	(県外) 10人 (" 21人)	
転出	(県内) 25人 (" 27人)	(県外) 11人 (" 24人)	

一月のおもな行事



昭和44年を迎えて

物心両面にわたる 住みよい村造りを

議長 鈴木友茂

村民の皆さん、おそろいで新年をお迎えになられたことと存じます。今年こそは、すばらしい年でありますように祈ります。

昨年は皆さんの御協力により、小、中学校の統廃改を軸とする産業政策、小中



総力を結集 新しい村造りに邁進

村長 西岡治郎

合、役場庁舎の落成、農協合併、報話局の設置決定、配水線並びに小松留線の着工等幾多重要事項の解決をみました。また、不肖私は皆さん方多数の御支援により村長に再選され感謝に堪えません。

「龍馬がゆく」土佐明治百年も多くの教訓を残して過ぎ去り、そして今も我々が村をすばらしい勢いで新しい輝かしい時代を迎えようとしています。また幾多のきびしい試練も待っています。

私は村長に就任以来十四年諸先輩のきずなれた偉業をともに道路網を中心とする基盤整備、農林業構造改善を軸とする産業政策、小中

新村建設育成発展に精進して参りました足跡と、成果の歴史を顧みますと、一歩一歩の盛り上がる力の総合実績が次々に答えてくれます。ことを感激深く回想されます。

世界は挙げて科学と経済の物質



助役 門田盛一郎

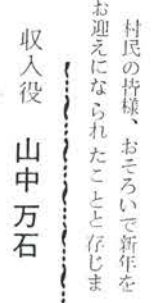
新特別職の 就任の挨拶

村長の皆様、お元気で新春をお迎えのこととおよろこび申し上げます。

さて、私ことこのたびはからずも一月一日付を以て木村助役に就任いたしました。はなはだ浅学非才で微力ではございますが、村政進展のため専心努力いたす所存であります。収入役在職中は公私とも格別の御厚情御援助をいただきまことに感謝にたえません。ここに謹んで御礼を申し上げますとともに、今後ともおいつそうの御厚情御指導とを賜りますようお願い申し上げます。



教育長 渡辺盛男



収入役 山中万石

村長の皆様、おそろいで新年をお迎えになられたことと存じます。

持様に輝かしい新春をお迎えに。二、三月議会におきまして門田前収入役の助役御挨拶に伴い、ふつつか収入役に就任することとなりました。私は、御厚情御援助をいただき、出納事務に専念したいと思っております。出納事務には、三浦副収入役をはじめ、岡崎、杉本両主事、各支所出張所長が、おられることを最大の強みとして勉勵し、村長、助役、監査委員、議会議員等の御指導を受け

お知らせ

大豊村職員採用試験

- ▽一般事務職員の部
- 1、受験資格 昭和三十九年から本年高校卒(見込み)以上で昭和十九年四月二日以前に生まれたる男女
- 2、給与 月給一十九、〇〇〇円以上(他に諸手当あり)
- ▽試験期日 二月二十五日(火)
- ▽試験科目 国語、算術、常識、英語、音楽、体育、美術、図画、理科、社会、外国語、実地試験
- ▽その他 受験希望者は受験願書を請求して下さい。詳細は役場行政課へお問い合わせ下さい。(行政課)

役場の人事異動



長野前助役

長野前助役の任期満了に伴う一連の人事異動が一月一日付で完了されました。

異動内容(一)内は前任 助役門田盛一郎(収入役)、収入役山中万石(教育長)、教育長渡辺盛男(事業課長)、住民課長大地壽徳(教育次長)、事業課長(心得)山中良守(行政課長補佐)、行政課長補佐重森元亀(住民課長)、事業課長補佐前田波穂(住民課長補佐)、事業課長補佐平尾俊一郎(振興計画課長兼職)、住民課長補佐賀義孝(行政課財政係長、現在東京自治大学入校中)、教育次長松高豊繁(事業課長補佐)、行政課財政係長西岡仁司(同課庶務係長)、庶務係長鎌倉宏(同課庶務係長)、行政課庶務係長名啓三郎(住民課補佐係長)、住民課補佐兼住民課長補佐(心得)小笠原英彦(事業課水道係長)、事業課水道係長石川靖朗(住民課保健係)

選挙人名簿の登録

大豊村選挙管理委員会

選挙人名簿の登録は毎年三月、六月、九月、十二月の四回行なわれます。したがって次の登録月は三月で登録申請の締切日は三月一日です。

左記に該当される方は役場住民課又は支所出張所窓口係まで印鑑をもってお出下さい。

一、新有権者

昭和四十四年三月一日までに満二十才になられる方

二、他市町村よりの転入者昭和四十四年三月一日以前に他の市町村から大豊村に転入された者

三、その他登録から漏れている者

詳細は選挙へお問い合わせ下さい。

